

白波台 村上 様

令和3年度

宇佐美コミュニティセンター
管理運営協議会総会

日時 令和3年6月6日 (日) 13:30

場所 宇佐美コミュニティセンター 3階 大会議室

伊東市民憲章

わたくしたち伊東市民は

- 一、文化を高め、教養を豊にしましょう
- 一、自然を愛し、清潔な環境をつくりましょう
- 一、きまりを守り、良い風習を育てましょう
- 一、お互いに助け合い、親切をつくしましょう
- 一、元気で働き、楽しい家庭をつくりましょう

宇佐美コミュニティセンター管理運営協議会

総 会 次 第

1 開会のことば

2 伊東市民憲章唱和

3 会長あいさつ

4 来賓祝辞

5 議 事

- (1) 第1号議案 令和 2年度事業報告 P 3~6
- (2) 第2号議案 令和 2年度歳入歳出決算報告並びに監査報告 . . . P 7~8
- (3) 第3号議案 令和 3年度事業計画 (案) P 9~10
- (4) 第4号議案 令和 3年度歳入歳出予算 (案) P 11
- (5) 第5号議案 令和 3年度役員・委員について P 12~14
- (6) 第6号議案 その他

6 閉会のことば

7 参考資料

- (1) 宇佐美コミュニティセンター管理運営規約 P 15~17
- (2) 宇佐美コミュニティセンター管理運営推進関係組織図 P 18
- (3) 宇佐美コミュニティセンター管理運営基本方針 P 19~20

令和2年度事業報告

コミュニティセンターは地域住民の生涯学習の拠点としての場や子供達の放課後学習する場、幼児と親達の交流等を提供する場所である。宇佐美コミュニティセンターは、平成18年4月より伊東市指定管理者としての、当協議会による管理運営も15年経過し、住民の拠点として多くの人々が利用しております。一方、施設も建築後32年を経て、設備面の老朽化が進んでいるため、施設利用上の安全性と利便性を第一課題として、今年度は改善補修を行い、利用者の安全確保に努めてきました。

<事業内容>

1. 宇佐美コミュニティセンター管理運営の受託

令和3年4月1日より令和8年3月31日までの5年間、伊東市長より管理運営を受託しました。

2. コミュニティリーダーの養成

期間中リーダーの養成に努めましたが今年度は受講者(コミュニティカレッジ)がおりませんでした。

(令和2年3月現在宇佐美地区0名)

3. 第38回「ふるさとふれあい祭り」

コロナウイルス感染防止のため中止

ふるさとふれあい祭りに変わり3密を避けコロナウイルス感染防止対策がとれる催し物として幼児から小学生を対象にコミセン前中央広場で「子ども花火大会」を企画しました。

子ども花火大会は、家族グループ単位で申し込み受付を行い、会場では3密回避のため6M角の区分けをしてグループごと手持ち花火で楽しんでもらいました。

初めての企画でいろいろ反省点はありましたが、

多くの方より「コロナ禍の中、子どもたちのためにありがとう」「区の人達が子供を大切にしている事を感じました」「メッチャ楽しかった」「また来年もお願いします」等々沢山のメッセージをいただきました。

4. サークル活動の推進

住民相互の連帯及び知識向上と理解を深めるため、学習・趣味・保健等のサークル活動を中心に活動の推進を図り、現在25サークルが活動している。

5. 自主事業の推進

① パソコン教室年間2回開催。

② コミセンスクールを毎週土曜日午前、6年生9名・5年生8名4年生7名に講師4名でローテーションを組んで子供達に教えて頂きました。

6. 主な改修工事

● 和室・調理室の雨漏り改修工事

● ロビー壁面の雨漏り改修工事

● 照明の一部LED化工事(二年間に渡る)

7. 各室の利用状況

	前年度実績		本年度実績		対前年比	
	利用回数	利用人員	利用回数	利用人員	利用回数	利用人員
児童室	92	5,549	22	1,033	△70	△4,516
和洋室	207	3,374	232	2,576	25	△798
調理室	26	363	21	92	△5	△271
図書室		1,756		1,017		△739
視聴覚室	208	3,463	184	2,323	△24	△1,140
サンルーム	159	908	96	522	△63	△386
大会議室	516	12,410	380	6,542	△136	△5,868
合計	1,208	27,823	935	14,105	△273	△13,718

利用者の推移

昭和63年12月～令和2年3月 → 1,002,229人

令和2年4月～令和3年3月 → 14,105人

累計(開設以降) 1,016,334人

コミセン年度別利用状況

(単位 人)

昭和63年度	10,607	平成12年	29,994	平成24年	32,181
平成1年	32,513	13	34,476	25	33,656
2	26,282	14	31,259	26	31,008
3	28,149	15	31,691	27	34,063
4	31,793	16	30,554	28	30,955
5	30,704	17	33,142	29	30,538
6	36,947	18	33,942	30	30,256
7	43,142	19	33,343	31	27,823
8	31,259	20	34,217	令和2	14,105
9	29,422	21	34,287		
10	29,953	22	32,876		
11	31,162	23	30,035		

令和2年度

活動内容

実施日	活動内容
令和2年4月1日	指定管理者に関する年度協定書を伊東市より受託
4月17日	こいのぼり掲出 育成会運営委員5名にて実施
4月29日	第69回宇佐美区民体育祭 (新型コロナウイルス感染防止のため中止)
5月	コミセン運営委員会・令和2年度コミセン管理運営協議会総会 書面総会 (新型コロナウイルス感染防止のため中止)
8月1日	第9回夏まつり (新型コロナウイルス感染防止のため中止)
9月1日	総合防災訓練 家庭内訓練・防災倉庫点検
9月7日	館内ワックス清掃
9月21日	子ども花火大会&子供たちの絵画展示会開催
11月2日	第38回ふるさとふれあい祭り (新型コロナウイルス感染防止のため中止)
12月5日	コミセン内外大掃除 (新型コロナウイルス感染防止のため中止)
12月7日	館内窓ガラス清掃
令和3年3月15日	津波訓練 (新型コロナウイルス感染防止のため中止)
3月8日	館内ワックス清掃

令和2年度寄付一覧

(敬称略)

氏名	寄付品	数量	住所	他
源久 晋	鯉のぼり	一式	宇佐美 留田	
杉山 美次	花(矢車草、キンセンカ)		” 1974-5	
佃 正幸	本		宇佐美	
柏木 文子	絵本		伊東市 岡	
日産プリンス静岡販売	アクリル仕切り板	600×900 2枚		
太田商店	アクリル仕切り板	600×900 3枚		
小宮 宏	5月人形	一式	宇佐美 424-14	

令和2年度ロビー展示品

(敬称略)

氏名	展示作品	備考
田京 裕子	水墨画	年間通して展示
パッチワーク布花	パッチワーク	”
原 きくえ 他3名	押し花	”
絵手紙の会	絵手紙	”
佐々木 しのぶ	笑い文字	”
山中 明子	己書	”

(第2号議案)

令和 2年度 歳入歳出決算書

歳入合計 11,564,527円
 歳出合計 10,313,791円
 差引残高 1,250,736円

自 令和 2年 4月 1日
 至 令和 3年 3月 31日

歳入の部

△予算に対し減

(単位 円)

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
1 前年度繰越金	606,515	606,515	0	
2 宇佐美区助成金	450,000	450,000	0	
3 指定管理費委託金	10,400,000	10,400,000	0	
4 寄付金	1,000	0	△1,000	
5 雑収入	100,485	108,012	7,527	預金利息・チケット販売手数料 燃料使用料・コピー代(町内・他)
歳入合計	11,558,000	11,564,527	6,527	

歳出の部

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
1 会議費	20,000	0	△20,000	
(1) 総会費	10,000	0	△10,000	
(2) 運営委員会費	10,000	0	△10,000	
2 雑務費	10,090,000	9,318,192	△771,808	
(1) 職員費	5,300,000	5,061,720	△238,280	職員費 5,056,720 会計謝礼 5,000
(2) 旅費	25,000	10,000	△15,000	普通旅費 10,000
(3) 需用費	2,335,000	1,984,634	△350,366	消耗品費 200,000 被服費 50,000 燃料費 0 食料費 13,324 印刷製本費 0 光熱水費 1,721,310
(4) 役務費	180,000	147,449	△32,551	通信運搬費(インターネット) 119,949 調・事・団、ワックス代 27,500
(5) 使用料賃借費	180,000	172,909	△7,091	下水道料、NHK受信料他 172,909
(6) 保守管理費	1,970,000	1,930,480	△39,520	清掃業務 924,000 警備業務 68,376 消防用設備 88,000 保安協会 210,689 玄関ドア 3,135 冷暖房設備 212,680 エレベーター 303,600 建築設備定期調査料 120,000
(7) 備品購入費	100,000	11,000	△89,000	
3 修繕費	760,000	527,937	△232,063	
4 活動費	395,000	275,971	△119,029	
(1) 広報部費	30,000	0	△30,000	活動費(コミセン)
(2) 雑務部費	30,000	22,180	△7,820	
(3) 児童部費	100,000	23,870	△76,130	教材費購入等
(4) 図書部費	200,000	194,921	△5,079	図書購入費、月刊誌等
(5) 福祉部費	5,000	5,000	0	保健委員
(6) 女性部費	30,000	30,000	0	活動費
5 自主事業費	200,000	133,312	△66,688	コミセンスクール・パソコン教室他
6 雑支出	70,000	58,379	△11,621	
7 予備費	23,000	0	△23,000	
歳出合計	11,558,000	10,313,791	△1,244,209	

*(科目間の流用を認める)

令和3年4月23日 提出

宇佐美コミュニティーセンター管理運営協議会

山下 善和


会計監査報告

令和3年4月24日に、令和2年度宇佐美コミュニティセンター管理運営協議会の歳入歳出決算及び付帯する証書類を監査した結果、その経理は適正処理されていることを認めます。

令和3年4月24日

宇佐美コミュニティセンター管理運営協議会

監事 佐々木 誠 

監事 木部 満 

(第3号議案)

令和3年度 事業計画 (案)

宇佐美コミュニティセンターは、新たに令和3年4月1日伊東市との協定書(協定期間5年間)に基づき指定管理者として、又その全てを当協議会が代行することになりました。指定管理者として、過去15年間の経験を生かし、以前に増して地域住民相互の交流を深めながら連帯意識を高め、心のふれあう明るく豊かな活気溢れるまちづくりの実現をめざしてまいります。

また、区内における地域コミュニティづくりは、地域の特性に根ざした個性豊かな活動が展開されておりますが、本協議会は、地域住民をめぐる新たな生活環境の変化に伴い、利用者の利便性向上めざし「コミュニティ活動」をより一層活発に進めるべく、次の施策を柱として積極的かつ効果的に事業運営を実施推進します。

<事業内容>

1. 自主的な管理運営の充実

行政当局のコミセンに対する考えを理解し、管理運営の充実をはかります。

運営委員会を中心に前年度の経験を生かしながら区民が利用しやすい環境づくりをします。

2. 部会組織の活発な活動推進

専門部会として、本年度も「総務・広報・児童・図書・福祉・女性」の各部会を設置し、部会ごとに事業計画を作成し実施する。

3. サークル活動の推進

教育・文化・健康・趣味などを通じた各種のサークル活動の育成を推進し、コミュニティづくりを充実する。

<現在活動しているサークル>

- レクダンス・フィットネス・太極拳・水墨画・囲碁・空手・ヨガ教室・ヒップホップダンス・健康体操
絵手紙教室・フラダンス・社交ダンス・石垣石丁場跡保存会・うさみ句会・サークル歩歩・ジャズダンス他
- パソコン教室・コミセンスクールはコミセン自主事業

4. 自主事業・協力事業の推進

現在コミュニティ関係各種団体の実施している事業を、本協議会が支援することにより、より幅広く住民が参加できるようにする、又自主事業を企画し、その実現をはかる。

● 自主事業(現在実施中のもの)

パソコン教室 → 希望者を随時募集、習得状況別に個別指導する、通年実施。

初心者教室4月生・10月生募集し実施する。 講師 森 美佐夫さん

月2回開催・会費は月500円(資料代)

- コミセンスクール 毎月毎週土曜日午前9時から12時まで。

● 協力事業

- 4 月～通年 交通安全街頭広報(区・宇佐美から交通事故を無くす会)
- 〃 宇佐美の森を守る会の事業(区・森を守る会)
- 〃 夜間パトロール(青少年補導員)
- 〃 町内普通清掃及び一斉清掃日
- 〃 コミセンスクール毎週土曜日
- 4 月 区民体育祭(区・体育振興会)
- 5 月 日赤社員増強運動
- 6 月 婦人バレーボール大会(体育振興会)
- 各種勉強会(保健委員)
- 高齢者一日教室
- はつらつ教室(保健委員)
- 一人暮らし高齢者ふれあい楽しみ会(民生児童委員会)
- 7 月 球技大会
- 夜間パトロール(区・青少年育成会議)
- 青少年非行防止強調月間の諸行事協力
- 8 月 海上花火大会(区・観光会)
- 夜間パトロール(区・青少年育成会議)
- 9 月 区民ソフトボール大会(体育振興会)
- 総合防災訓練
- 10 月 赤い羽根募金活動
- 11 月 ふるさとふれあい祭り(宇佐美区・青少年育成会議と共催)
- 省エネキャンペーン(関東電気保安協会)
- お年よりとこどもの交流大
- 12 月 歳末助け合い運動
- 在宅寝たきり高齢者お見舞い実施(民生児童委員会)
- 地域防災訓練
- 1 月 どんど焼き(町内)
- 町内会総会
- 2 月 栄養教室(保健委員)
- 3 月 ひとり暮らし高齢者世帯の防火診断(民生児童委員会)

令和 3年度 歳入歳出予算書(案)

歳入合計 12,487,000円
 歳出合計 12,487,000円
 差引残高 0円

自 令和 3年 4月 1日
 至 令和 4年 3月 31日

歳入の部

(単位 円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
1 前年度繰越金	1,250,736	606,515	644,221	
2 宇佐美区助成金	450,000	450,000	0	
3 指定管理費委託金	10,686,000	10,400,000	286,000	
4 寄付金	0	1,000	△1,000	
5 雑収入	100,264	100,485	△221	預金利息・チケット販売手数料 燃料使用料・コピー代(町内・他)
歳入合計	12,487,000	11,558,000	929,000	

歳出の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
1 会議費	20,000	20,000	0	
(1) 総会費	10,000	10,000	0	
(2) 運営委員会費	10,000	10,000	0	
2 総務費	10,460,000	10,090,000		
(1) 職員費	5,500,000	5,300,000	200,000	職員費 5490,000 会計謝礼 10,000
(2) 旅費	25,000	25,000	0	普通旅費 25,000
(3) 需用費	2,235,000	2,335,000	△100,000	消耗品 220,000 被服費 50,000 燃料費 5,000 食料費 40,000 印刷製本費 20,000 光熱水費 1900,000
(4) 役務費	180,000	180,000	0	通信運搬費(インターネット含) 150,000 調・事・団、ワックス代 30,000
(5) 使用料賃借費	180,000	180,000	0	下水道料、NHK受信料他 180,000
(6) 保守管理費	2,040,000	1,970,000	70,000	清掃業務 990,000 警備業務 70,000 消防用設備 90,000 保安協会 220,000 玄関ドア 10,000 冷暖房設備 220,000 エレベーター 310,000 建築設備定期調査料 130,000
(7) 備品購入費	300,000	100,000	200,000	防犯監視カメラ設置他
3 修繕費	1,200,000	760,000	440,000	
4 活動費	395,000	395,000	0	
(1) 広報部費	30,000	30,000	0	活動費(コミセン)
(2) 総務部費	30,000	30,000	0	
(3) 児童部費	100,000	100,000	0	教材費、備品、活動費等
(4) 図書部費	200,000	200,000	0	図書購入費、月刊誌等
(5) 福祉部費	5,000	5,000	0	活動費(保健委員)
(6) 女性部費	30,000	30,000	0	活動費
5 自主事業費	200,000	200,000	0	コミセンスクール・ふるさと祭他
6 雑支出	100,000	70,000	30,000	
7 予備費	112,000	23,000	89,000	
歳出合計	12,487,000	11,558,000	929,000	

*(科目間の流用を認める)

令和 2年 4月 23日 提出

宇佐美コミュニティセンター管理運営協議会

山下 善和

(第5号議案)

令和3年度役員名簿

協議会役職名	氏名	団体役職名	摘要
会長	山下 善和	宇佐美区長	運営委員
副会長	深辺 安弘	宇佐美区副区長	〃
〃	金子 久雄	宇佐美区議長	〃
総務部会長	中島 弘道	宇佐美区青少年育成会議	〃
広報部会長	大高 靖	宇佐美区庶務	〃
児童部会長	中井 巖	コミュニティリーダー	〃
図書部会長	本田 良一	コミュニティリーダー	〃
福祉部会長	館野 ヤス子	宇佐美地区民生児童委員会会長	〃
女性部会長	先本 和代	宇佐美女性の会会長	〃
事務局長	木部 比佐夫	コミセン事務局長	〃
会計	木部 恭男	コミュニティリーダー	〃
〃	木部 晴美	コミセン事務員	
監事	木部 強	宇佐美区副議長	運営委員
〃	木部 修	宇佐美区会計	〃

令和3年度 委員名簿

委員定数若干名

2 委員

(1) 宇佐美区から選任された者32名

協議会役職名	氏名	宇佐美区役職名	備考
会長	山下 善和	区 長	
副 会長	深辺 安弘	副 区長	
”	金子 久雄	区 議長	
広報部会長	大高 靖	庶 務	
監 事	木部 強	区 副議長	
”	木部 修	区 会計	
委 員	木部 雅好	留 田	
”	森川 弦	留 田	
”	杉田 正文	留 田	
”	加藤 圭二	城 宿	
”	鹿取 敏生	城 宿	
”	熊田 洋一	城 宿	
”	鈴木 良則	城 宿	
”	山田 隆一	八 幡	
”	藤原 伸一朗	八 幡	
”	川口 重宏	八 幡	
”	小川 秀昭	初 津	
”	山本 秀樹	初 津	
”	佐々木 剛	塩 木 道	
”	山下 悦男	塩 木 道	
”	杉本 智	中 里	
”	椎野 豊	中 里	
”	小池 清治	峰	
”	高橋 俊見	峰	
”	稲葉 安雄	阿 原 田	
”	山本 隆志	桑 原	
”	浅田 孝男	桑 原	
”	鈴木 公和	山 田	
”	荒井 栄二	り 山 峡	
”	井上 勝彦	白 波 台	
”	野木 小四郎	みのりの村	
”	山本 克治	旭 が 丘	

(2) コミュニティ関係団体から選出された者 15 名

協議会役職名	氏 名	コミセン関係団体	関係団体役職
委 員	玉川 由和	宇佐美体育振興会	会長
総務部会長	中島 弘道	宇佐美区青少年育成会議	指導委員長
児童部副会長	鈴木 亮	宇佐美中学校 PTA	会長
図書部会長	本田 良一	宇佐美区青少年育成会議	育成会
〃 副部長	小川 敦詞	宇佐美小愛育会	会長
福祉部会長	館野 ヤス子	宇佐美民生児童委員会	会長
〃 副会長	竹本 静男	宇佐美老人クラブ連合会	会長
女性部会長	先本 和代	宇佐美女性の会	会長
〃 副会長	佃 こう	〃	副会長
〃 副会長	山口 けい子	〃	会計
委 員	高橋 賢	宇佐美中学校	教頭
〃	木村 誠	宇佐美小学校	教頭
〃	島津 裕子	宇佐美幼稚園	園長
〃	美尾 寿量	宇佐美区明るい選挙推進協議会	常任委員
〃	竹嶋 陽子	伊東市保健委員宇佐美支部	支部長

(3) 知識経験者 15 名

協議会役職名	氏 名	関係団体役職等	備 考
広報部会長	大高 靖	宇佐美区庶務	
児童部会長	中井 巖	宇佐美区青少年育成会議	
事務局長	木部 比佐夫	コミセン事務局長	
会計	木部 晴美	コミセン事務員	
〃	木部 恭男	コミュニティリーダー	
委員	山口 智弘	〃	
〃	木部 治一	〃	
〃	和田 玉樹	〃	
〃	稲葉 尤一	〃	
〃	内田 隆	〃	
〃	佐々木 三雄	〃	
〃	佃 正幸	〃	
〃	佃 貞子	〃	
〃	佐々木 睦代	〃	
〃	中川 道子	〃	

(参考資料1)

伊東市宇佐美コミュニティセンター管理運営規約

(目的)

第1条 「コミュニティセンターの管理に関する基本協定書」に基づき、伊東市より指定管理者として管理運営を代行する宇佐美コミュニティセンター管理運営協議会は、コミュニティセンターの円滑、適切なる管理運営とコミュニティ事業を積極的に推進し、地域住民相互の交流により連帯を深め、心のふれあう明るく豊かな活気あふれるまちづくりを実現するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会)

第2条 前条の目的を達成するため、宇佐美区に伊東市宇佐美コミュニティセンター管理運営協議会（以下「協議会」という。）を設置し、事務所を宇佐美コミュニティセンターに置く。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宇佐美コミュニティセンターの管理運営
- (2) コミュニティ推進のための調査研究
- (3) コミュニティ計画の策定と推進
- (4) その他本協議会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、若干名とし、その委員は次の者をもって充てるものとする。

- | | |
|--|-----|
| (1) 宇佐美区から選任されたもの | 若干名 |
| (2) 宇佐美コミュニティ関係団体（以下「各種団体」という。）から選任されたもの | 若干名 |
| (3) 協議会が選任した知識経験者 | 若干名 |

2 前条第1号から第3号までの選出する委員数については、正副会長が協議して定める。

3 新たに加入しようとする各種団体は運営委員会の承認を得るものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第2号、第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任機関とする。
- (2) 前号以外の委員の任期は、それぞれの職に在任する期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 専門部会長 | 若干名 |
| (4) 専門部会副会長 | 若干名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |

- | | |
|--------|----|
| (6) 会計 | 2名 |
| (7) 監事 | 2名 |

(役員職務)

第7条 協議会の役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。
- (3) 部会長は、部会を代表し、それぞれの部会を総括する。
- (4) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (5) 事務局長は事務を、会計は経理を担当し、監事は会計監査にあたるものとする。

(役員選任と任期)

第8条 役員は、次のとおり選任し、その任期は、別に定めのある場合を除き、第5条に定める委員の任期によるものとする。

- (1) 会長は、宇佐美区長をもって充てる。
- (2) 副会長は、宇佐美区副区長、宇佐美区議長をもって充てる。
- (3) 専門部会（以下「部会」という。）の部会長及び副部会長はそれぞれの部会において互選する。
- (4) 事務局長、会計及び監事は、委員のうちから会長が指名する。

(総会)

第9条 協議会の総会は、毎年度の当初に定例会を、また必要に応じて臨時会を会長が招集し、次の事項について協議する。

- (1) 規約
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 事業報告及び決算
 - (4) その他必要な事項
- 2 会長は、総会の議長となり議事を整理する。
 - 3 総会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 4 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(運営委員会)

第10条 協議会に運営委員会を置き、次の者をもってあてるものとする。

- (1) 会長、副会長、専門部会長、事務局長、会計
 - (2) 協議会委員の内、会長の委嘱した者
- 2 運営委員会は、原則として3月、6月、9月及び12月に定例会を、また必要に応じて臨時会を会長が招集し、次の事項について協議、決定する。
 - (1) 総会に提案する事項
 - (2) 宇佐美コミュニティセンターの管理、運営に関する基本的な事項
 - (3) 専門部会の設置・部委員の選任及び運営に関する基本的な事項
 - (4) 職員の服務等に関する基本的な事項
 - (5) その他必要な事項

(専門部会)

第11条 各専門部会に部会長1名、副部会長1~2名を置き、専門部会に所属する委員の互選により選任する。

- 2 専門部会は、必要に応じ部会長が召集し、当該専門部会の事業計画、予算決算等管理運営に必要な事項について協議し、執行する。
- 3 専門部会の会議には、必要により協議会の役員が参与できるものとする。
- 4 その他専門部会の運営について必要な事項は、当該専門部会において協議、決定する。

(職員)

第12条 協議会に次の職員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 事務局長 | 1名 |
| (2) 事務員 | 若干名 |
| (3) 専門職員 | 若干名 |
- 2 職員の任期は2年とし、会長が副会長、事務局長及び関係専門部会長と協議の上、任免する。ただし、再選を妨げない。

(報酬等)

第13条 役員、職員及び会計には、報償として謝礼金を支出し、その他の委員については、報酬を支給しない。

- 2 謝礼金の額は、予算の範囲内で会長が定める。

(経費)

第14条 宇佐美コミュニティセンターの管理運営及び協議会の経費は、指定管理委託料、宇佐美区助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、宇佐美コミュニティセンターの管理運営についての必要な事項は、会長が定める。

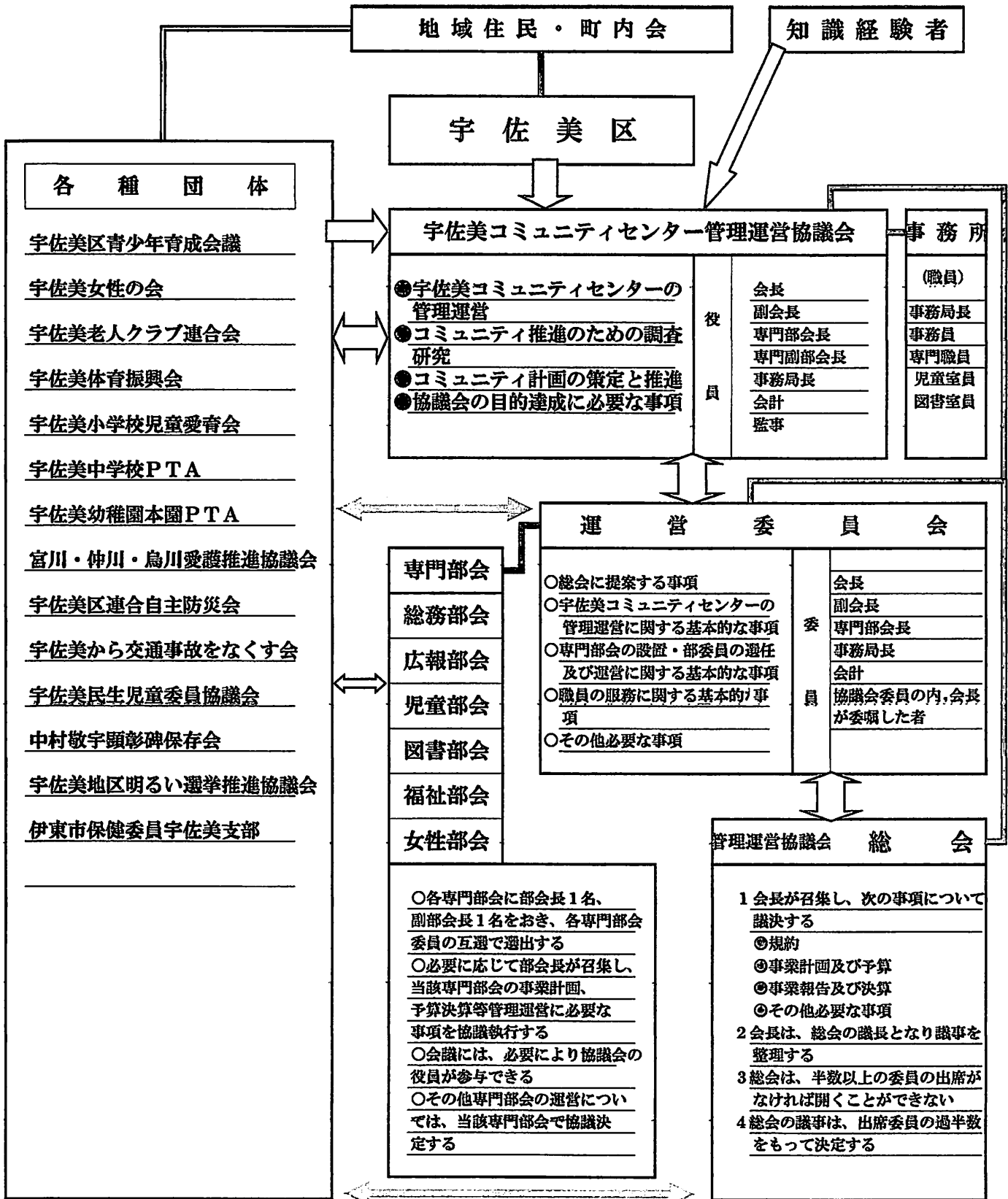
附 則

- 1 この会則は、昭和63年9月28日から施行する。
- 2 この会則は、平成8年4月1日から施行する。
- 3 この会則は、平成10年4月1日から施行する。
- 4 この会則は、平成18年4月1日から施行する。

宇佐美コミュニティセンター管理運営関係組織図

宇佐美コミュニティセンター管理運営規約 (目的)
 コミュニティセンターの円滑、適切な管理運営とコミュニティ事業を積極的に推進し、地域住民相互の交流により連帯を深め、心のふれあう明るく豊かな活気あふれるまちづくりを実現するため、必要な事項を定める。

※ → は、委員の選出
 ※ ↔ は、相互関連



(参考資料3)

宇佐美コミュニティセンター管理運営基本方針				
1. 使用時間及び休館日				
コミュニティセンターの使用時間及び休館日は、次に定めるとおりとする。 ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更できる。				
(1) 使用時間等	午前9時から午後9時まで ただし、児童室及び図書室については、次のとおりとする。			
	ア. 児童室	①午前10時から午後5時まで	児童使用	
		②午後6時から午後9時まで	会議等に使用することができる	
	イ. 図書室 午前9時から 午後5時まで	① 3回(水・土・日)貸出し・返却 午前9時から午後5時まで	貸し出し・返却業務を行う	
②上記以外の時間		無人で解放		
(2) 休 館 日	毎週月曜日及び12月28日から翌年1月4日まで 5月3・4・5日(憲法・みどりの日・こどもの日) 8月14・15日(盆)			
(3) 申 し 込 み	2ヶ月前から受付(大会議室に付いては話し合い)			
2. 職 員	(1) 宇佐美コミュニティセンター職員 5名			
	(2) 協議会として以下の職員を置き、服務・謝礼金当については、市とあらかじめ協議し、協議会において定める			
	(3) 協議会においては、時間単位で謝礼金として支出する			
	(4) 平常勤務計画			
職 名	人 員	勤 務 時 間	主 な 職 務	備 考
事務局長	1 名	午後 1時30分から 午後 9時00分まで(6時間)	管理運営の統括 事務処理等	
事務員	1 名	午前 8時30分から 午後 3時30分まで(6時間)	同上補佐 児童室・図書室業務	
図書室員 児童室員	3 名	(水・土・日) 貸出し・返却 午前 10時00分から 午後 5時00分まで(6時間)	図書室業務 事務室・児童室業務	
計	5 名			
※ 事務局長に事故あるときは、会長が指名したものが代行する。				
※ 事務局長以外の複数のメンバーにより、あらかじめ定めたローテーションによって勤務することができる。				

3. 使用許可基準について

室名	管理運営 専門部会	最大定員	使用時間 (休館日を除く)		使用の基本方針	使用許可基準
			午前	午後		
児童室	児童部会	約30人	児童使用 同上以外	10:00~17:00 18:00~21:00	市児童館・図書館に 準じた使用を基本と する。	1. 児童室、図書室以外の目的には、原則として使用を認めない。 2. 児童室については特に、1に支障のない範囲で、地域住民の コミュニティ活動に限り、使用を認めることができる。
図書室	図書部会	約30人	毎日	9:00~17:00		
調理室	女性部会	約20人	毎日	9:00~21:00	社会教育センターに準 じた使用を基本と する。	1. 地域住民のコミュニティ活動及び行政の使用を原則とする。 2. 一般団体等には、原則として使用を認めない。 3. 政治活動、宗教活動、営利活動については使用を認めない。
和室		約50人				
洋室		約30人				
サニールーム		約20人				
談話室		約10人	毎日	9:00~17:00		1. 地域住民が自由に使用できるものとする。 2. 占有的使用は認めない。
コミュニティロビー						
大会議室		約200人	毎日	9:00~21:00	観光会館に準じた使用 を基本とする。	1. 地域住民のコミュニティ活動及び行政の使用を優先する。 2. 一般団体等についても、1に支障のない範囲内で使用を認める。 3. 政治活動、宗教活動、営利活動についても使用を認める。 ただし、市外の業者・団体については原則として認めない。
視聴覚室		約60人				

- ※ 各室の管理運営は、児童室(児童部会)・図書室(図書部会)・調理室(女性部会)を除き、専門部会に専属させないものとする。
 ※ その他使用の細目については、運営委員会又は専門部会で定める。

4. 使用料及び減免について

市条例、規則に基づき徴収する。